

科目名	憲法の統治機構とジャーナリズム
担当者	鬼頭 誠
配当学期	春学期
単位	2単位
授業概要	<p>憲法改正手続法（通称・国民投票法）が2010年5月18日施行された。日本の現代史上一度も行われたことのない憲法条文の改正を、主権者たる国民の一人として、自分の頭で考え、実際に試みる。</p> <p>毎回、事前配布する参考資料を読んで授業に臨み、当番（毎回交代）の用意した「わたしの改正ポイント」メモをたたき台に、討議を行い、必要ならそれぞれの改正案を試作する。</p> <p>大学で憲法を学ぶ機会の薄かった人を歓迎する。</p>
授業の到達目標	春は、改正、国会、内閣、司法、予算、地方自治の各章全文を読破。憲法の改正・制定に関する意識を体感する。（秋は、人権、安保）
授業計画	<p>(1) 授業の進め方、憲法の成立過程、国民投票法</p> <p>(2) 第9章（改正）など</p> <p>(3) 憲法第4章（国会）41-44条</p> <p>(4) 第4章（国会）45-48条</p> <p>(5) 第4章（国会）49-54条</p> <p>(6) 第4章（国会）55-64条</p> <p>(7) 第5章（内閣）65-67条</p> <p>(8) 第5章（内閣）68-71条</p> <p>(9) 第5章（内閣）72-75条</p> <p>(10) フィールドワーク（6月16日）</p> <p>(11) 第6章（司法）</p> <p>(12) 第7章（財政）</p> <p>(13) 第8章（地方自治）</p> <p>(14) 前文など</p> <p>(15) まとめ</p>
教科書	「初学者が分かる『解説日本国憲法』」（未公刊、コピー配布します）
参考文献	「私の『憲法』気質」（小林昭三著）、ジュリスト増刊「憲法の争点」（有斐閣）、別冊同「憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ 第5版」（有斐閣）、「憲法改正 読売試案2004年」（中央公論新社）

成績評価方法	評価基準	
試験 %	0%	
レポート %	0%	
平常点評価 %	100%。 毎回の小レポート、宿題で判定する。	
その他 %	講義目標は、統治機構に関する条文の全文読破なので、欠席すると達成度は低くなり、結果的に評価は下がる。	
関連 URL	http://www.yomiuri.co.jp/feature/sian2004/ http://www.yomiuri.co.jp/column/kenkyu/	
備考	講義計画は目安で、進度により、ずれ込むことがあります。	